

第8期桐生市高齢者保健福祉計画

(案)

【概要版】

【計画（案）閲覧にあたっての注意事項】

計画（案）における保険料の金額等に関する記載内容については国が定める介護報酬や保険料負担軽減措置に対する公費投入のあり方等一部未確定な部分があり、今後さらに精査していくこととなります。

桐生市

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国の総人口は総務省の推計によると、令和2年（2020）10月1日現在、約1億2,588万人となっており、そのうち高齢者人口は3,619万人を占め、高齢化率は28.7%と、高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっています。

本市においては、令和2年（2020）10月1日現在で総人口は108,730人（住民基本台帳より）となっており、そのうち高齢者人口は39,053人を占め、高齢化率は35.9%と、群馬県や全国を大きく上回る高齢化率で推移しています。

将来的には、令和7年（2025）にはいわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となり、令和22年（2040）にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となるため、人口の高齢化は、今後さらに進展していくことが予測されます。

「介護保険制度」は、高齢者の介護を社会全体で支える制度として、平成12年（2000）に創設され、20年が経ちました。現在、介護保険サービスの利用者は制度創設時の3倍を超え、550万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている状況です。

こうした社会情勢を踏まえ、第7期計画では、高齢者が住み慣れた地域で自立し、尊厳のある暮らしを可能な限り継続できるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組とともに、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図ってきました。

令和22年（2040年）に向けて、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加も予測され、介護サービスへの需要は更に増加・多様化する一方、生産年齢人口の減少が予測されることから、高齢者及び介護を支える人的基盤の確保が必要となります。また、近年における自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症においては、社会的弱者となる高齢者を守るための体制整備を進めることが求められています。

こうした中、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立し、包括的支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と地域包括ケアシステムを基盤とした地域づくり等の一体的な取組の下、地域共生社会の実現を図ることとされています。

このような背景から、令和7年（2025）、令和22年（2040）を見据えた中長期的展望を踏まえながら、高齢者福祉分野のみならず、あらゆる分野との連携・協働を図りながら、地域共生社会の実現という大きな枠組みの中で、高齢者福祉分野の中心となる地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るため、高齢者本人による取組である「自助」、地域における住民同士の支え合いである「互助」、自助を支えるための社会連携による医療と介護保険サービスである「共助」、市の責任で行う「公助」の視点を踏まえ、令和3年度（2021）から令和5年度（2023）の3年間を計画年度とする「第8期桐生市高齢者保健福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

2. 計画の法的根拠及び位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定したものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の「桐生市総合計画」を最上位計画として整合性を図るとともに、福祉部門の上位計画に「地域福祉計画」を位置付け、個別部門計画である「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」や群馬県の「群馬県高齢者保健福祉計画」及び「群馬県保健医療計画」との整合性を図り策定しました。

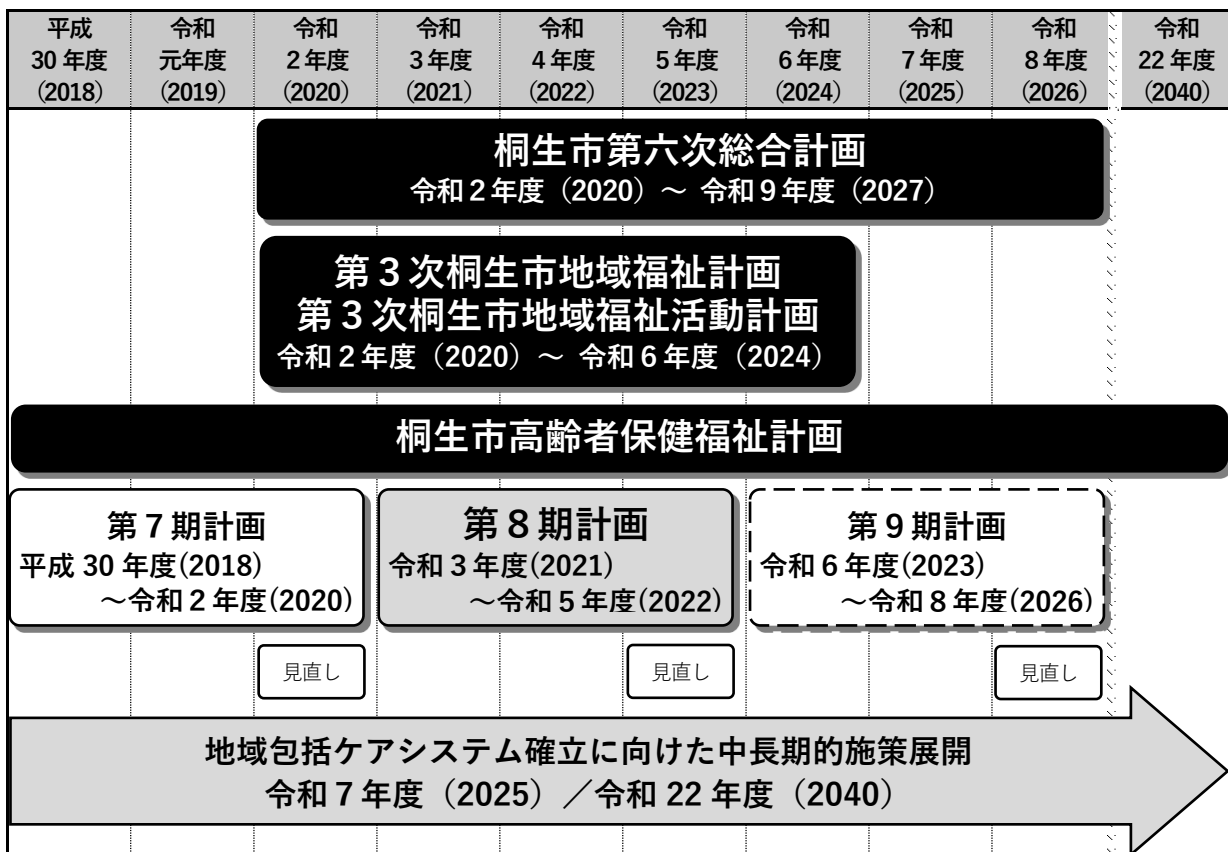
3. 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021）から令和5年度（2023）の3年間を計画期間として策定しました。

なお、本計画では令和7年（2025）及び令和22年（2040）までの中長期的な視点を踏まえた計画として策定しています。

本計画は、3年ごとに見直しを行うことになっているため、次期計画（第9期計画）は令和5年度（2023）に計画の策定を行います。

<計画の期間>



II 桐生市の高齢者を取り巻く現状と将来

1. 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は令和2年（2020）10月1日現在、108,730人となっています。

年齢階層別で見ると、年少人口及び生産年齢人口は減少を続ける中、高齢者人口は増加を続けるものの、令和元年には減少に転じ、令和2年（2020）10月1日現在39,053人と、総人口に占める割合（高齢化率）は35.9%となっています。高齢化率については年々上昇しており、平成28年（2016）から2.3ポイント上昇しています。

令和2年（2020）の高齢化率を群馬県、全国と比較してみると、大きく上回る率で推移しています。

また、本市の高齢者人口の内訳は、平成28年（2016）以降、後期高齢者が前期高齢者を上回り推移しています。

◆総人口及び年齢階層別人口の推移

単位：実数（人）、構成比（%）

区分		桐生市					群馬県	全国 (万人)
		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)
年少人口 (0～14歳)	実数	11,917	11,365	10,948	10,573	10,196	235,222	1,503
	構成比	10.3	10.0	9.7	9.6	9.4	11.9	11.9
生産年齢人口 (15～64歳)	実数	64,904	63,580	62,212	60,760	59,481	1,157,751	7,466
	構成比	56.1	55.7	55.3	55.0	54.7	58.8	59.3
高齢者人口 (65歳以上)	実数	38,924	39,168	39,259	39,116	39,053	576,466	3,619
	構成比	33.6	34.3	34.9	35.4	35.9	29.3	28.7
前期高齢者 (65～74歳)	実数	19,454	19,091	18,727	18,102	18,014	285,424	1,747
	構成比	16.8	16.7	16.7	16.4	16.6	14.5	13.9
後期高齢者 (75歳以上)	実数	19,470	20,077	20,532	21,014	21,039	291,042	1,872
	構成比	16.8	17.6	18.3	19.0	19.3	14.8	14.9
総人口	実数	115,745	114,113	112,419	110,449	108,730	1,969,439	12,588

※桐生市：住民基本台帳（各年10月1日現在）

※群馬県：住民基本台帳（令和2年（2020）1月1日現在）

※全国：「人口推計」（総務省統計局 令和2年（2020）10月1日現在（概算値）より）

※全国は四捨五入の関係により合計が一致しません。

※構成比は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

（以降の表・グラフについても同様。）

(2) 人口の推計

本市の人口は、令和5年(2023)には103,782人(高齢化率36.7%)、令和7年(2025)には100,484人(高齢化率37.3%)、令和22年(2040)には75,786人(高齢化率44.8%)となることが予測されます。

年齢階層別でみると、すべての年齢階層で減少していくことが予測され、高齢者人口の減少幅に対して、年少人口及び生産年齢人口の減少幅が大きいため、今後も高齢化率は上昇していくことが予測されます。

令和22年(2040)の高齢化率を群馬県、全国と比較してみると、大きく上回るものが予測されます。

◆総人口及び年齢階層別人口の推計

単位：実数(人)、構成比(%)

区分		桐生市					群馬県	全国 (万人)
		令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)	令和22年 (2040)	令和22年 (2040)
年少人口 (0～14歳)	実数	9,882	9,565	9,250	8,619	5,989	167,501	1,194
	構成比	9.2	9.1	8.9	8.6	7.9	10.2	10.8
生産年齢人口 (15～64歳)	実数	58,470	57,461	56,449	54,429	35,817	852,223	5,978
	構成比	54.6	54.5	54.4	54.2	47.3	52.0	53.9
高齢者人口 (65歳以上)	実数	38,727	38,406	38,083	37,436	33,980	617,918	3,920
	構成比	36.2	36.4	36.7	37.3	44.8	37.7	35.3
総人口	実数	107,079	105,432	103,782	100,484	75,786	1,637,642	11,092

※桐生市：令和2年(2020)10月1日現在の住民基本台帳をもとに推計

※群馬県：国立社会保障・人口問題研究所(平成30年(2018)3月推計)

※全国：国立社会保障・人口問題研究所(平成29年(2017)4月推計)

2. 高齢者世帯の状況

◆高齢者世帯の推移

単位：実数(世帯)、構成比(%)

区分		桐生市			群馬県	全国
		平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)
高齢者がいる世帯	実数	20,894	22,701	24,442	343,196	21,713,308
	構成比	44.9	48.7	53.2	44.5	40.7
高齢者夫婦世帯	実数	4,313	4,949	5,794	81,354	5,247,936
	構成比	9.3	10.6	12.6	10.5	9.8
高齢者独居世帯	実数	4,294	5,351	6,444	79,885	5,927,686
	構成比	9.2	11.5	14.0	10.3	11.1
一般世帯総数	実数	46,525	46,593	45,938	772,014	53,331,797

※資料：国勢調査

3. 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の令和2年(2020)5月末日現在の要支援・要介護認定者数は8,101人で、認定率は20.8%となっています。要支援・要介護認定者数は平成27年(2015)以降増加を続け、平成27年(2015)と比べて500人の増加となっています。

令和2年(2020)5月末日現在、要支援認定者数は2,306人、要介護認定者数は5,795人となっています。平成27年(2015)からの5年間で要支援認定者は163人の増加(増加率7.6%)、要介護認定者は337人の増加(増加率6.2%)と、要支援認定者の増加率がやや高くなっています。

◆要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

単位：実数(人)、構成比(%)

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
第1号被保険者数	実数	38,480	38,844	39,076	39,097	38,939	38,895
要支援・要介護認定者数	実数	7,601	7,638	7,744	7,983	8,080	8,101
要支援認定者数	実数	2,143	2,032	2,111	2,328	2,277	2,306
要介護認定者数	実数	5,458	5,606	5,633	5,655	5,803	5,795
認定率	構成比	19.8	19.7	19.8	20.4	20.8	20.8

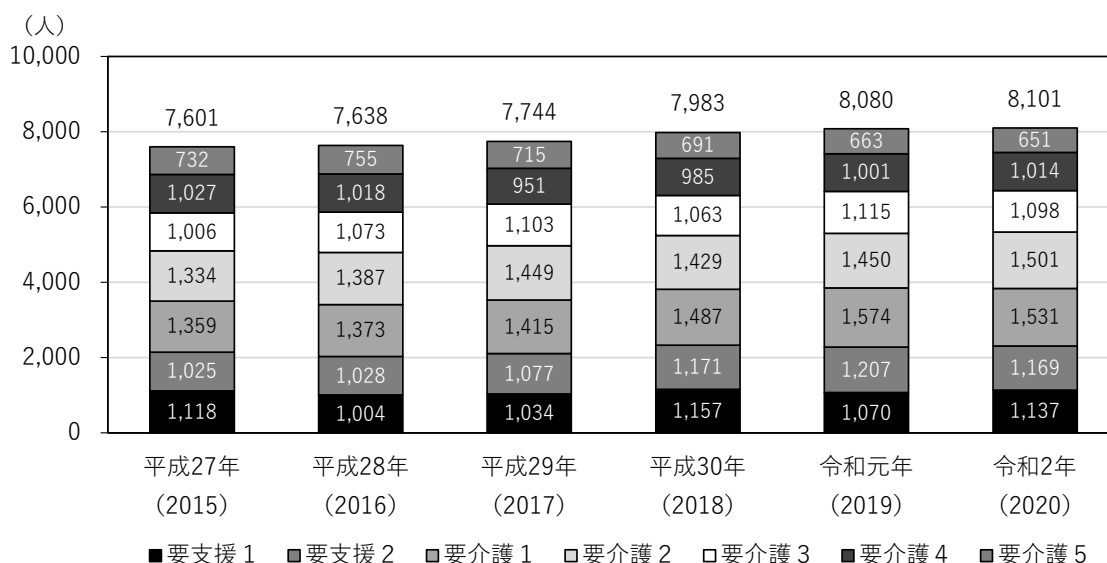
※資料：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在) 令和2年のみ5月末日現在

※認定率=第1号被保険者の要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数

(2) 要介護度別の推移

要介護度別の構成をみると、要支援2の増加が著しく、令和2年(2020)は1,169人と、平成27年(2015)からの増加率は14.0%となっています。

◆要介護度別の推移

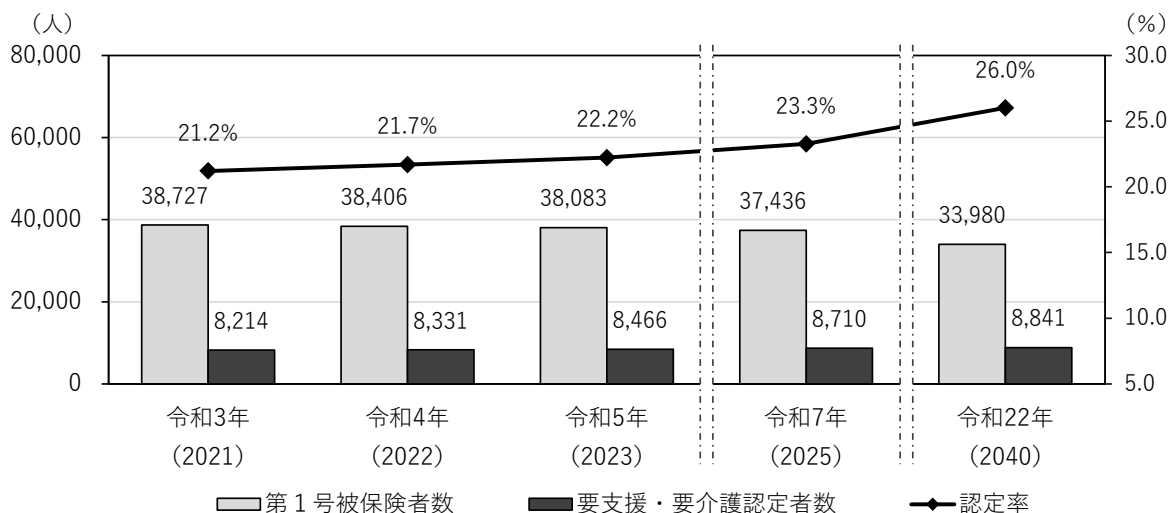


※資料：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在) 令和2年のみ5月末日現在

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

本市の要支援・要介護認定者数の推計は、令和5年（2023）には要支援・要介護認定者数が8,466人で、認定率は22.2%と予測されます。また、令和7年（2025）では、要支援・要介護認定者数が8,710人（認定率23.3%）、令和22年（2040）では、要支援・要介護認定者数が8,841人（認定率26.0%）となることが予測されます。

◆要支援・要介護認定者数及び認定率の推計

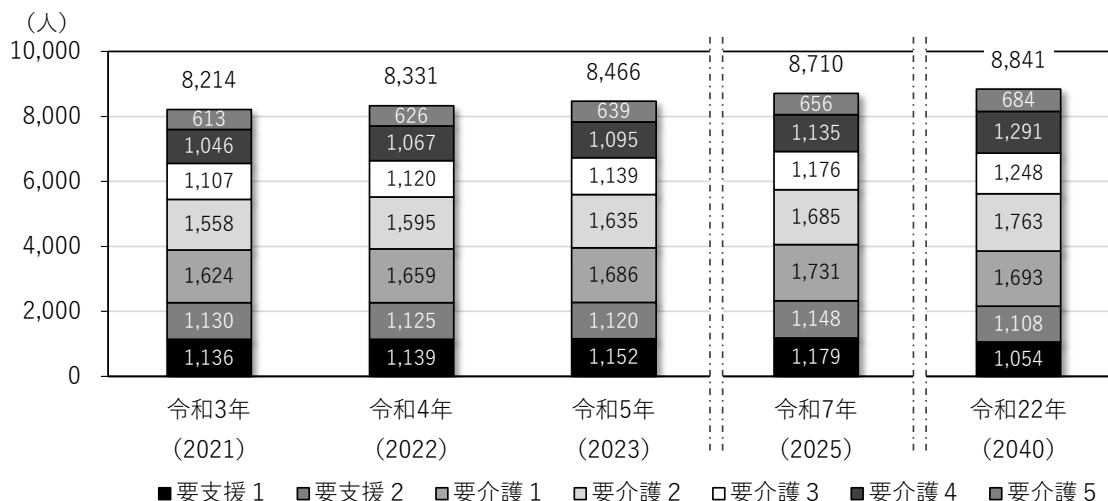


※資料：地域包括ケア「見える化」システムより
 (令和3年(2021)～令和5年(2023)、令和7年(2025)、令和22年(2040)の各年9月末日)

(4) 要介護度別の推計

要介護度別の構成をみると、令和7年（2015）と令和22年（2040）にかけて後期高齢者の増加に伴い、要介護2以上が増加していくことが予測されます。

◆要介護度別の推計



※資料：地域包括ケア「見える化」システムより
 (令和3年(2021)～令和5年(2023)、令和7年(2025)、令和22年(2040)の各年9月末日)

4.日常生活圏域の設定

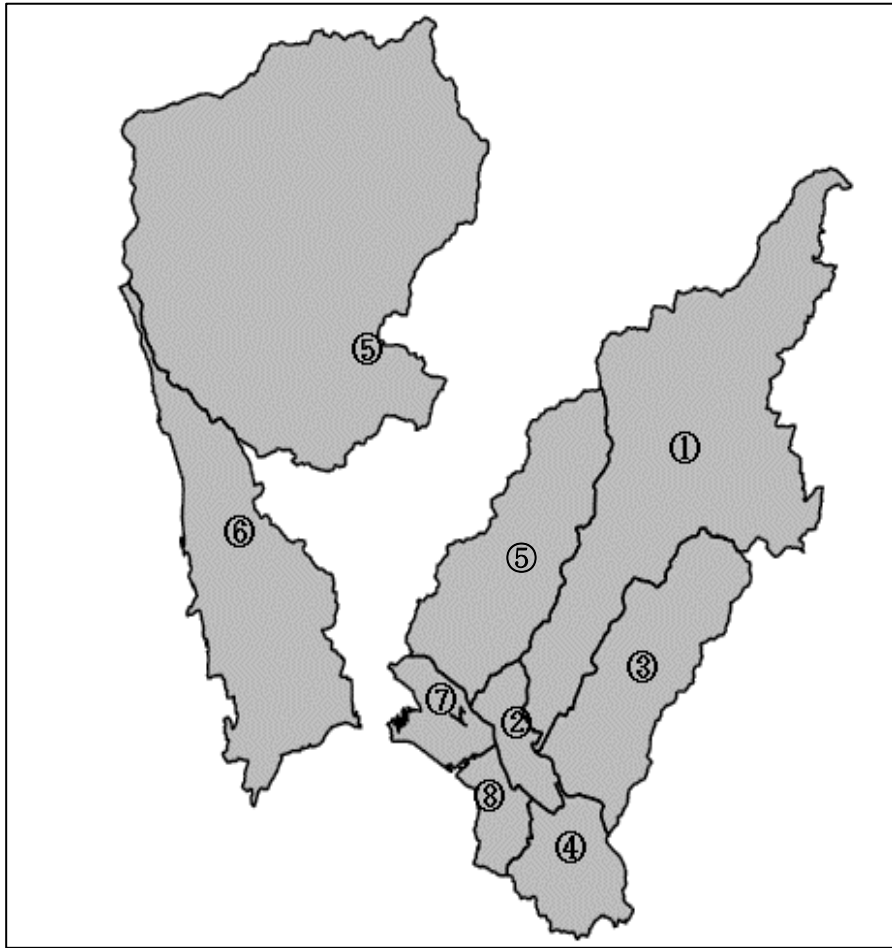
本市では、平成27年度（2015）に第6期高齢者保健福祉計画の策定にあわせて8つの圏域を設定しています。

◆日常生活圏域の設定及び概要

圏域	区名	人口	高齢者数	高齢化率	後期高齢者の割合
1	1・2・9・10・14区	10,055人	4,228人	42.0%	57.5%
2	3・4・5・8区	11,858人	4,965人	41.9%	58.4%
3	6・7・17区	13,459人	5,398人	40.1%	54.5%
4	11・13区	17,396人	5,697人	32.7%	54.8%
5	16・22区	9,925人	4,132人	41.6%	53.9%
6	19・20・21区	16,358人	4,668人	28.5%	46.6%
7	15区	17,280人	5,718人	33.1%	51.7%
8	12・18区	12,399人	4,247人	34.3%	53.8%

※桐生市：住民基本台帳（令和2（2020）10月1日現在）

<日常生活圏域図>



III 基本理念と基本目標

1. 第8期計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本市は、全国、群馬県内でみても高齢化率及び要介護認定率が高い状況にあります。第8期計画期間中は、前期高齢者数は減少傾向にある一方で、後期高齢者数は増加することが予測されており、介護サービス等への需要は更なる増大が予測されます。また、年少人口及び生産年齢人口の減少等を要因とした介護人材の不足や、高齢者独居世帯等の増加、認知症高齢者の増加等、本市のみならず全国的な課題が複数挙げられています。

本計画は、団塊の世代が75歳以上に達する令和7年(2025)を視野に入れた中期的な視点、団塊ジュニア世代が65歳以上に達する令和22年(2040)を視野に入れた長期的な視点の下に、各種サービスをどのような方向性で充実させていくのか、また、安定的な介護保険制度を運営するための基盤となる介護人材をどのように確保していくのか、本市の特徴を踏まえて示していくことが求められています。

今後、高齢化が一層進む中、これまでの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながらくらししていくことのできる包摂的な社会を理念とした地域共生社会の実現が求められており、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものです。

本市の特徴として、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味活動の参加に対して、前向きな回答をしている方が多く、「高齢者＝支えられる側」という画一的な考え方だけではなく、高齢者が地域や社会において生きがいや役割を持って自立した生活を送っていただくための基盤が本市にはあることがうかがえます。

さまざまな本市の特徴や課題を踏まえながら、高齢者が持つ知識と経験を活かし、社会参加を通じて、自分らしく、いきいきと安心して暮らせるまちの実現を本計画では目指します。

「誰もが 住み慣れた地域で 自分らしく いきいきと 安心して暮らせる 支え合いのまちづくりをめざす」を基本理念に掲げ、基本目標のもと、高齢者一人ひとりがその身体機能や生活環境に応じ、自立した生活を送っていただけるように計画を策定しました。

基本理念

**誰もが 住み慣れた地域で
自分らしく いきいきと 安心して暮らせる
支え合いのまちづくりをめざす**

(2) 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、6つの基本目標を掲げます。

基本目標1 社会参加と生きがいづくりの支援

誰もが生きがいを持って、学び・集い・交流できる活動などを支援します。

基本目標2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進

できる限り介護を必要とせず、生涯を通じて健康な状態で過ごせるような支援を行います。

基本目標3 地域の中で自立し、安心して暮らせるためのサービスの充実

質の高いサービスを利用できる基盤を確立し、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざします。

基本目標4 尊厳のある暮らしの支援

何事も自らの意思により決定することができ、誰もが個人として尊重される地域社会の実現をめざします。

基本目標5 支え合いのしくみづくり

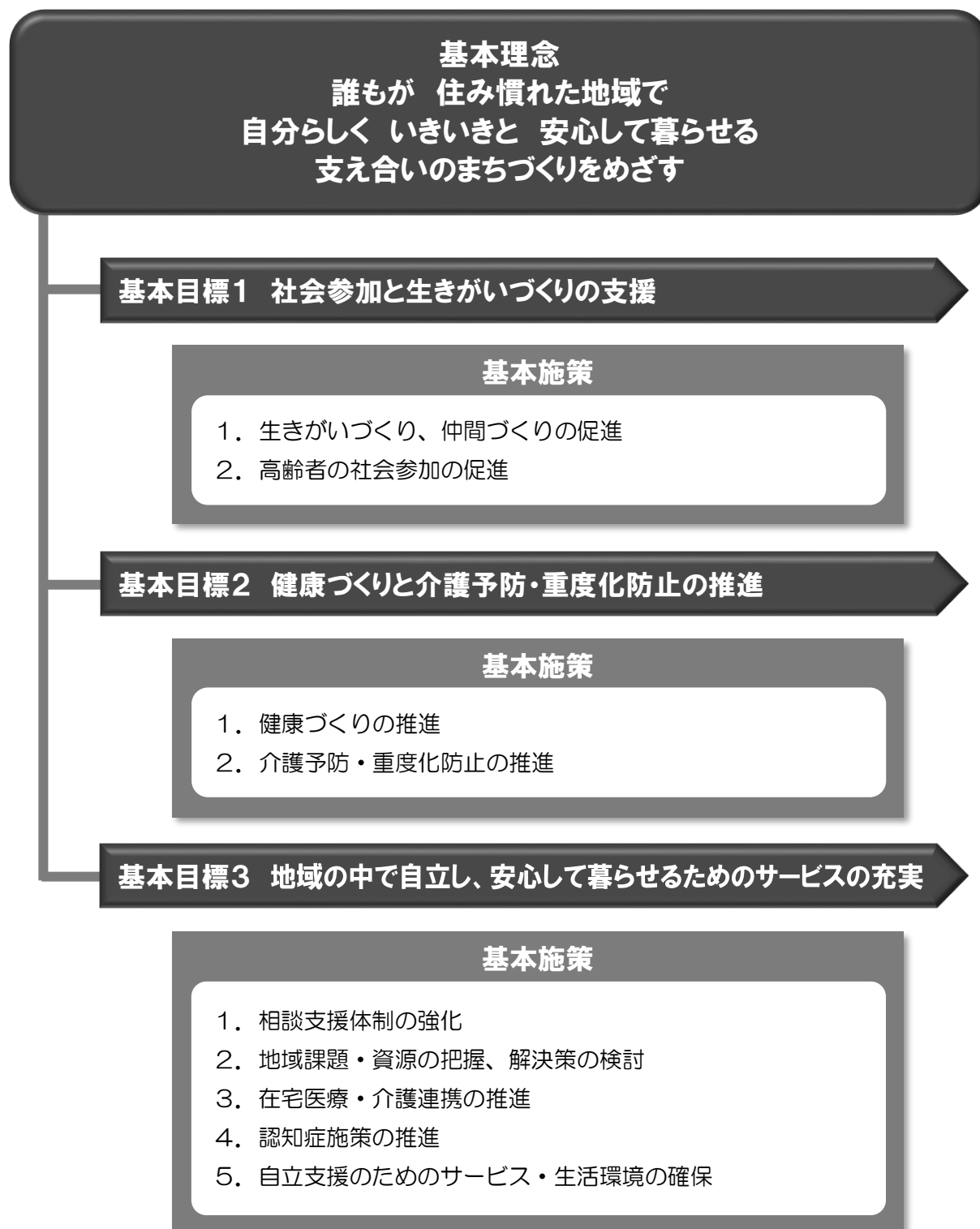
身近な地域で互いに見守り、支え合う地域社会の実現をめざします。

基本目標6 介護保険制度の安定的な運営

必要なサービス量と介護保険料のバランスを考慮しつつ、介護保険事業全体の安定的な運営ができる地域社会の実現をめざします。

2. 基本目標の実現に向けた施策の体系

第8期桐生市高齢者保健福祉計画（令和3年度（2021）～令和5年度（2023））の施策の体系は、以下のとおりです。



基本目標4 尊厳のある暮らしの支援

基本施策

1. 高齢者の権利擁護の推進
2. 高齢者虐待の防止

基本目標5 支え合いのしくみづくり

基本施策

1. 介護者への支援
2. 災害時・緊急時における支援体制の確保
3. 見守り・支え合いのネットワークの構築

基本目標6 介護保険制度の安定的な運営

基本施策

1. 介護保険制度の概要
2. 介護保険サービスの利用状況
3. 介護保険事業費の推計手順
4. サービスごとの利用見込み
5. サービス供給基盤の整備計画
6. 地域支援事業の見込み
7. 第1号被保険者の保険料
8. 低所得者への対応
9. 介護人材の確保と業務の効率化
10. 介護給付適正化計画
11. SDGsとの関連について

3. 地域包括ケアシステムの確立に向けた基盤強化

本市では、高齢者がそれぞれの住み慣れた地域で自立し、尊厳のある暮らしを可能な限り継続できるよう、市内各地域において医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみ（地域包括ケアシステム）づくりを第5期計画より推進してきました。

第7期計画では、地域包括ケアシステムの深化に向け、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「介護給付等対象サービスの充実・強化」「在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備」「日常生活を支援する体制の整備」「高齢者の住まいの安定的な確保」などの施策の推進に重点的に取り組んできました。

第8期計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化を目指して、これまで実施してきた取り組みを引き続き推進するとともに、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに適切かつ円滑に対応できる多機関・多分野連携による包括的な相談支援体制の整備を進めることが求められています。

そこで、次に挙げる地域福祉の基盤づくりを重点的に進めることにより、地域包括ケアシステムの深化に向けた効果的な施策の推進を図ってまいります。

（1）地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制の整備

複雑化する地域住民の生活課題に対応するために、高齢者福祉・介護保険・障害福祉・生活困窮対策・子育て支援など地域福祉のあらゆる分野に携わる各相談支援機関が連動し、一丸となって課題解決につなげることができる包括的な相談支援体制の整備を進めます。

あわせて、各地域の総合相談支援拠点として位置付けられる地域包括支援センターの機能強化を進めます。

（2）自立支援、介護予防・重度化防止の基盤整備

保健事業と介護予防事業の一体的実施（効果的・効率的な介護予防プログラムの実施）、介護予防に資する通いの場の充実、介護予防の普及啓発を担う住民主体の活動促進などの取り組みを重層的に展開することにより住民の健康増進、介護予防推進の基盤強化を進めます。

（3）介護人材の確保

介護人材の資質向上、処遇改善、適正配置などに資する取り組みを推進する中で、地域のニーズに応じた介護サービス基盤の強化を進めます。

（4）多職種連携のしくみづくり

在宅医療介護連携推進事業や自立支援型地域ケア会議の充実、さらには権利擁護にかかわる人材の連携ネットワークの構築などを通じて、複雑・多様化する地域住民の生活課題を円滑に解決する多職種連携のしくみを強化します。

(5) 地域における支え合いのしくみづくり

自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、NPO・ボランティア団体、事業所・商店、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター及び地域包括支援センターなど、地域のさまざまな活動主体が連携・協働して、地域の課題を考察し、その解決につなげる支え合いのしくみを強化します。

(6) 「新しい生活様式」を踏まえた事業推進

第7期計画期間の後期には、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種健診や介護予防教室等の事業、民生委員児童委員等による見守り活動及び老人クラブや高齢者サロン等における生きがいづくりの活動など、高齢者の健康維持・介護予防等に資するさまざまな活動が中止、自粛または多くの制約下での実施を余儀なくされました。

第8期計画におきましては、新型コロナウイルス等の感染リスクの回避を最優先とする中で、地域の高齢者の見守りや介護予防等に資する取り組みが十分に確保されるよう、厚生労働省が示す「新しい生活様式」の実践例を取り入れながら、効果的な事業手法の導入に努めます。

IV 基本目標に対する施策の展開

◆基本目標に対する施策の展開

基本目標	基本施策	施策の展開
基本目標 1	生きがいつくり、仲間づくりの促進	(1) 高齢者の多様な活動の支援 (2) 高齢者の集い・交流の場の充実 (3) 多様な学び場の提供
	高齢者の社会参加の促進	(1) 高齢者ボランティアの活動促進 (2) シルバー人材センターの活動促進
基本目標 2	健康づくりの推進	(1) 生活習慣病等の予防と早期発見 (2) 健康づくりの支援 (3) 高齢期前の世代への取り組み (4) 感染症・熱中症予防の推進
	介護予防・重度化防止の推進	(1) 保健事業と介護予防事業の一体的推進 (2) 多様な主体による介護予防・生活支援サービスの推進 (3) 地域住民主体による介護予防活動の推進 (4) 介護予防に資する通いの場の充実 (5) 要介護者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築
基本目標 3	相談支援体制の強化	(1) 地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制の整備 (2) 地域包括支援センターにおける総合相談機能の強化
	地域課題・資源の把握、解決策の検討	(1) 地域ケア会議の充実 (2) 生活支援体制整備の推進
	在宅医療・介護連携の推進	(1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援の強化 (2) 医療・介護の資源の把握及び情報提供の促進 (3) 在宅医療・介護の連携体制の強化 (4) 在宅医療・介護の課題の抽出・対応策の検討 (5) 切れ目のない在宅医療・介護供給体制の検討 (6) 医療・介護関係者の研修の充実
	認知症施策の推進	(1) 認知症予防・早期受診の普及啓発の推進 (2) 地域における認知症高齢者の見守り体制の強化 (3) 認知症初期集中支援チームの推進 (4) 認知症地域支援推進員の活動促進 (5) 認知症カフェの充実
	自立支援のためのサービス・生活環境の確保	(1) 地域のニーズに応じた介護・福祉サービスの提供 (2) 安心して暮らせる住環境の確保 (3) サービス供給基盤の整備
基本目標 4	高齢者の権利擁護の推進	(1) 成年後見制度の利用促進 (2) 後見人の担い手の確保 (3) 権利擁護に係る地域連携ネットワークの構築 (4) 詐欺犯罪等の被害防止
	高齢者虐待の防止	(1) 虐待に対する問題意識の醸成 (2) 虐待の早期発見と相談体制の充実・強化 (3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止 (4) 高齢者虐待防止マニュアルの定期的な見直し

基本目標	基本施策	施策の展開
基本目標 5	介護者への支援	(1) ねたきり高齢者を介護する家族への支援 (2) 認知症高齢者を支える家族等への支援 (3) 介護離職の防止
	災害時・緊急時における支援体制の確保	(1) 避難行動要支援者支援制度の推進 (2) 福祉避難所等における要支援者受け入れ体制の整備 (3) 避難所における感染症対策の推進 (4) ひとり暮らし高齢者等の緊急通報手段の確保
	見守り・支え合いのネットワークの構築	(1) ひとり暮らし・認知症高齢者等の見守りの推進 (2) 地域における支え合いのしくみ・担い手の確保
基本目標 6	介護保険制度の概要	(1) 制度のしくみ (2) 申請から認定まで (3) 認定から介護サービス利用まで (4) 介護保険サービスの種類について (5) 介護保険制度の財源構成
	介護保険サービスの利用状況	(1) 給付費の推移
	介護保険事業費の推計手順	
	サービスごとの利用見込み	(1) 居宅サービス (2) 地域密着型サービス (3) 施設サービス
	サービス供給基盤の整備計画	(1) 介護保険施設及び地域密着型施設の整備計画 (2) 地域密着型サービスの整備計画
	地域支援事業の見込み	(1) 地域支援事業 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業 (3) 包括的支援事業 (4) 任意事業 (5) 地域支援事業費の推計
	第1号被保険者の保険料	(1) 給付費の推計 (2) 標準給付費の推計 (3) 第1号被保険者の介護保険料の算定 (4) 第1号被保険者の介護保険料の設定 (5) 保険料の減免制度の活用
	低所得者への対応	(1) 特定入所者介護サービス費 (2) 高額介護サービス費 (3) 高額医療合算介護サービス費 (4) 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減 (5) 市民税課税層に対する居住費・食費の軽減 (6) 境界層該当者への対応
	介護人材の確保と業務の効率化	(1) 介護人材の確保 (2) 質の向上・業務の効率化
	介護給付適正化計画	(1) 第7期計画における取組 (2) 第8期計画における取組 (3) 適正化の推進に役立つツールの活用
	SDGs との関連について	

V 第8期計画の介護保険料の設定

1. 介護保険制度の概要

(1) 制度のしくみ

介護保険制度は、桐生市が保険者となって、制度の運営を行います。また、介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、40歳以上の人が被保険者となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときは、費用の一部（1割から3割）を負担し、介護保険サービスを利用するしくみとなっています。

(2) 申請から認定まで

介護保険サービスを利用するためには、被保険者は、桐生市に申請して、介護認定調査を受け、その結果と主治医の意見書をもとに介護認定審査会で審査の上、介護を受ける手間が必要であるという認定を受けることが必要です。

(3) 認定から介護サービス利用まで

介護の認定結果の通知を受けたあとに、その認定結果をもとに、居宅介護支援事業所（要支援の場合は、地域包括支援センター）に依頼して、ケアマネジャー（介護支援専門員）に心身の状況に応じたケアプラン〔居宅（介護予防）サービス計画〕を作成してもらいます。この計画に基づき、介護保険サービス事業者と契約を結び、介護保険サービスの提供を受けます。

(4) 介護保険サービスの種類について

平成27年度（2015）より、介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は重度者のための施設として重点化され、新規の入所は原則として要介護3以上の方が対象となっています。

また、平成28年度（2016）より、通所介護のうち小規模な事業所（利用定員18人以下）については、地域密着型通所介護と位置づけられています。

このほか、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行することになり、本市においては平成28年（2016）4月より「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始しています。

◆介護保険サービスの種類

事業分類	介護給付サービス（要介護1～5）	予防給付サービス（要支援1・2）
居宅サービス	訪問介護	
	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
	訪問看護	介護予防訪問看護
	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
	通所介護	
	通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
	短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
	福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
	特定福祉用具購入費	特定介護予防福祉用具購入費
	住宅改修	介護予防住宅改修
	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
	居宅介護支援	介護予防支援
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	夜間対応型訪問介護	
	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	看護小規模多機能型居宅介護	
地域密着型通所介護		
施設サービス	介護老人福祉施設	
	介護老人保健施設	
	介護療養型医療施設	
	介護医療院	

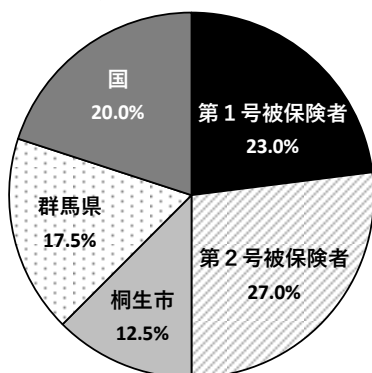
(5) 介護保険制度の財源構成

介護保険制度では、制度を国民皆で支え合う「社会保険方式」を採用し、その財源は被保険者の保険料と公費としています。

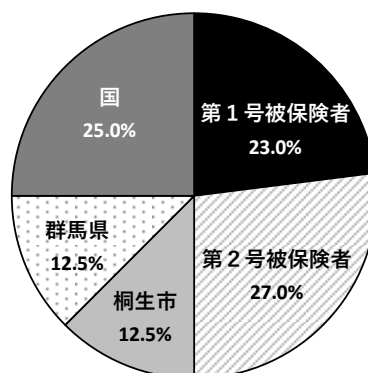
被保険者は40歳以上65歳未満の「第2号被保険者」と65歳以上の「第1号被保険者」に分かれます。第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険（健康保険）の保険料と一緒に納めます。第1号被保険者の保険料は、年金の額により特別徴収（年金天引き）、若しくは普通徴収（納付書）で納めます。

令和3年度（2021）から令和5年度（2023）の第1号被保険者の負担割合は23%となります。

◆施設等給付費

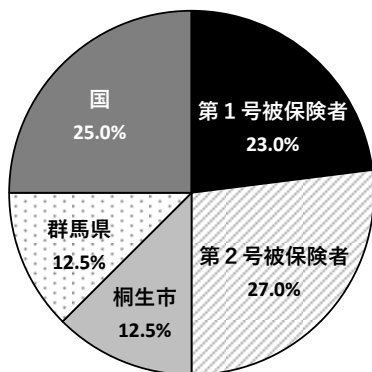


◆居宅給付費



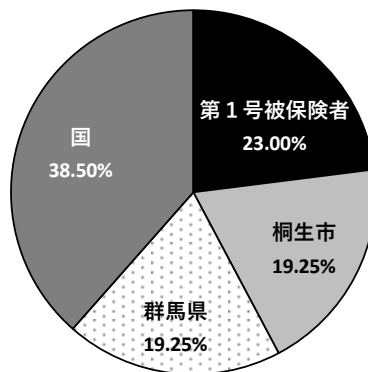
◆地域支援事業費

(介護予防・日常生活支援総合事業)



◆地域支援事業費

(包括的支援事業・任意事業)



<参考>介護保険料の納め方

○特別徴収（年金天引き）：老齢・退職・遺族年金が年額18万円以上の人

○普通徴収（納付書）：老齢・退職・遺族年金が年額18万円未満の人

次の場合は、一時的に普通徴収（納付書）での納付となります。

- ・65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・他の市町村から転入した場合
- ・収入の申告のやり直しなどで、保険料所得段階区分が変更になった場合
- ・年金担保、年金差し止め、現況届の未提出などで年金が停止し、保険料が差し引きできなくなった場合

2. 地域支援事業の見込み

(1) 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を提供する事業です。

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の3事業で構成されています。

◆地域支援事業の体系

◎介護予防・日常生活支援総合事業	◎介護予防生活支援サービス事業	◎訪問型サービス (第1号訪問事業)	◎訪問介護相当サービス (従来の介護予防訪問介護に相当するサービス) ◎訪問型サービス A(基準緩和型サービス) 訪問型サービス B(住民主体による支援) 訪問型サービス C(短期集中予防サービス) 訪問型サービス D(移動支援)
		◎通所型サービス (第1号通所事業)	◎通所介護相当サービス (従来の介護予防通所介護に相当するサービス) ◎通所型サービス A(基準緩和型サービス) 通所型サービス B(住民主体による支援) ◎通所型サービス C(短期集中予防サービス)
		その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)	栄養改善を目的とした配食 住民ボランティア等が行う見守り 訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援
		◎介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	
	一般介護予防事業	◎介護予防把握事業 ◎介護予防普及啓発事業 ◎地域介護予防活動支援事業 ◎一般介護予防事業評価事業 ◎地域リハビリテーション活動支援事業	
◎包括的支援事業	◎地域包括支援センター運営事業 総合相談支援業務 権利擁護業務 包括的ケアマネジメント支援業務 介護予防支援 介護予防ケアマネジメント業務		
	◎社会保障充実分	◎在宅医療介護連携推進事業 ◎生活支援体制整備事業 ◎認知症初期集中支援推進事業 ◎認知症地域支援・ケア向上推進事業 ◎地域ケア会議推進事業	
◎任意事業	介護給付等費用適正化事業		
	◎家族介護支援事業		
	◎その他の事業	◎成年後見制度利用支援事業 ◎福祉用具・住宅改修支援事業 ◎認知症サポーター等養成事業 ◎地域自立生活支援事業 など	

◎は桐生市において実施している事業（令和2年（2020）10月1日現在）

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成26年(2014)の介護保険法の改正に伴い、桐生市では平成28年(2016)4月に「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護など、従来全国一律のルールに基づいて提供されてきたサービスを順次廃止し、介護予防訪問・通所介護相当サービスや基準緩和型の介護予防訪問・通所介護サービス(サービスA)など、多様な主体による介護予防・生活支援サービスへと移行してきました。

また、従来一般高齢者を対象に実施してきた一次予防事業は「一般介護予防事業」へ、要支援・要介護となるリスクの高い高齢者を対象に実施してきた二次予防事業(通所型介護予防事業等)は「一般介護予防事業」及び短期集中型の介護予防サービス(サービスC)へと移行し、高齢者の多様なニーズに応じたきめの細かいプログラムの提供を図っています。

なお、介護予防訪問・通所介護相当サービスや基準緩和型の介護予防サービス、短期集中型の介護予防サービスについては、要支援認定を受けた者だけでなく、「基本チェックリスト」により要支援に相当する状態と判断された者(介護予防・生活支援サービス事業対象者)が受けることができるしくみとなっています。

①介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者等の個々の状態に応じた適切なサービスを提供できるよう、訪問・通所型サービスAなどの基準緩和型サービスの担い手育成や充実を図り、従来型の介護予防訪問・通所介護相当サービスから当該サービスへの移行を推進するほか、短期集中型サービス(サービスC)の効果的实施に努めます。

また、地域支え合い推進協議体や地域ケア会議などを通じて、通所・訪問型サービスBなどの住民主体型サービスの担い手創出や制度化を適宜推進します。

◆介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス)の実績・見込み

サービス種別	第7期(実績)			第8期(見込み)			中長期
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) ※見込み	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
訪問介護相当サービス (従来の介護予防訪問介護相当)	9,298件 165,647千円	8,368件 152,795千円	8,136件 151,274千円	7,908件 147,089千円	7,656件 142,402千円	7,476件 139,054千円	7,392件 137,491千円
訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	10件 52千円	12件 98千円	12件 109千円	60件 561千円	120件 1,122千円	180件 1,683千円	300件 2,805千円
訪問型サービスB (住民主体による支援)	未実施	未実施	未実施	適宜導入	適宜導入	適宜導入	適宜導入
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	未実施	未実施	未実施	適宜導入	適宜導入	適宜導入	適宜導入
訪問型サービスD (移動支援)	未実施	未実施	未実施	適宜導入	適宜導入	適宜導入	適宜導入

◆介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス） 実績・見込み

サービス種別	第7期（実績）			第8期（見込み）			中長期
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020） ※見込み	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和7年度 （2025）
通所介護相当サービス （従来の介護予防通所介護相当）	8,965件 226,176千円	9,462件 247,103千円	10,068件 257,741千円	10,548件 270,029千円	10,908件 279,245千円	11,256件 288,154千円	11,856件 303,514千円
通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	519件 5,307千円	561件 6,366千円	281件 3,232千円	372件 4,278千円	456件 5,244千円	660件 7,590千円	624件 7,176千円
通所型サービスB （住民主体による支援）	未実施	未実施	未実施	適宜導入	適宜導入	適宜導入	適宜導入
通所型サービスC （短期集中予防サービス）	997件 4,400千円	668件 2,582千円	240件 886千円	1,160件 4,174千円	1,160件 4,174千円	1,160件 4,174千円	1,160件 4,174千円

②一般介護予防事業

一般介護予防事業では、介護予防教室の実施、介護予防サポーターの養成、さらには介護予防活動を展開する自主グループの育成や住民主体の通いの場の運営支援など、すべての高齢者を対象とした取り組みを通じて、地域における介護予防の基盤強化を図ります。

また、高齢者の地域貢献活動への積極的参加やその活動を通じた介護予防を推進するために、高齢者ボランティアポイント事業の充実を図ります。

◆一般介護予防事業 実績・見込み

事業名	取り組み	第7期（実績）			第8期（見込み）			中長期
		平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020） ※見込み	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和7年度 （2025）
介護予防普及啓発事業	①にっこり楽々教室 〔各年開催数・参加者数〕	50回・ 179人	42回・ 139人	45回・ 151人	50回・ 170人	50回・ 170人	50回・ 170人	50回・ 170人
	②脳いきいき教室 （認知症予防） 〔各年開催数/参加者数〕	63回・ 234人	63回・ 235人	63回・ 235人	63回・ 235回	63回・ 235人	63回・ 235人	63回・ 235人
	③口から健康プログラム 〔各年開催数/参加者数〕	178回・ 50人	158回・ 42人	160回・ 40回	200回・ 69人	200回・ 69人	200回・ 69人	200回・ 69人
	事業費計	16,025千円	16,038千円	20,388千円	20,895千円	20,895千円	20,895千円	20,895千円
地域介護予防活動支援事業	①高齢者ボランティアポイント事業 （登録者数累計）	延323人・ 1353.5時間	延581人・ 1509.5時間	延324人・ 648時間	延740人・ 1600時間	延740人・ 1600時間	延740人・ 1600時間	延740人・ 1600時間
	②介護予防サポーター養成事業 （各年度養成数）	10人	16人	20人	20人	30人	30人	30人
	事業費計	1,354千円	1,183千円	1,534千円	1,696千円	1,396千円	1,396千円	1,396千円
一般介護予防事業評価事業	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等 （各年度調査対象者数）		8調査・ 6,430件			8調査・ 6,500件		8調査・ 6,500件
	事業費計		3,223千円			3,223千円		3,223千円
地域リハビリテーション活動支援事業	①住民主体による通いの場への専門職派遣 （各年度派遣回数）		11回	18回	18回	18回	18回	18回
	事業費計		113千円	180千円	180千円	180千円	180千円	180千円

(3) 包括的支援事業

◆包括的支援事業 実績・見込み

事業名	取り組み	第7期(実績)			第8期(見込み)			中長期
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020) ※見込み	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
地域包括支援センター運営事業	①地域包括支援センターの設置・運営(センター数累計・各年度相談受付件数)	8センター・ 26,911件	8センター・ 27,579件	8センター・ 28,000件	8センター・ 28,500件	8センター・ 29,000件	8センター・ 29,500件	8センター・ 30,500件
	事業費計	133,663千円	130,719千円	133,663千円	176,182千円	176,182千円	176,182千円	176,182千円
生活支援体制整備事業	①生活支援コーディネーターの配置(人数累計)	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	②協議体の設置(設置数累計)	6協議体 (第1層を含む)	7協議体 (第1層を含む)	7協議体 (第1層を含む)	11協議体 (第1層を含む)	16協議体 (第1層を含む)	21協議体 (第1層を含む)	21協議体 (第1層を含む)
	事業費計	10,644千円	9,364千円	10,999千円	12,342千円	12,342千円	12,342千円	12,302千円
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携センターの設置(設置数累計・各年度相談受付件数)	1センター・ 138件	1センター・ 127件	1センター・ 130件	1センター・ 150件	1センター・ 150件	1センター・ 150件	1センター・ 150件
	事業費計	7,452千円	7,566千円	7,751千円	7,659千円	7,659千円	7,659千円	7,659千円
認知症初期集中支援推進事業	認知症初期集中支援チームの設置(設置数累計・各年度チーム会議開催数)	1チーム・ 8回	1チーム・ 13回	1チーム・ 10回	1チーム・ 15回	1チーム・ 15回	1チーム・ 15回	1センター・ 15回
	事業費計	6,031千円	5,608千円	6,240千円	5,280千円	5,280千円	5,280千円	5,760千円
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員の配置(配置人数累計)	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	事業費計	1,887千円	2,045千円	2,250千円	2,243千円	2,243千円	2,243千円	2,243千円
地域ケア会議推進事業	地域ケア会議の開催(各年度自立支援型地域ケア会議開催数)	14,545人	15,727人	16,500人	17,500人	18,500人	19,500人	8回
	事業費計	30千円	390千円	1,070千円	1,070千円	1,070千円	1,070千円	1,070千円

(4) 任意事業

◆任意事業 事業費実績・見込み

サービス種別	第7期(実績)			第8期(見込み)			中長期
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020) ※見込み	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
家族介護支援事業	9,473千円	9,085千円	11,634千円	11,450千円	11,450千円	11,450千円	11,450千円
その他の事業	13,476千円	12,335千円	16,316千円	15,340千円	15,340千円	15,340千円	15,340千円

(5) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費は、以下のように推計されます。

◆地域支援事業費の推計

単位：千円

	第8期				中長期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計	令和7年度 (2025)
介護予防・日常生活支援総合事業費	499,824	509,315	513,178	1,522,317	533,087
包括的支援事業・任意事業費	231,993	231,993	231,993	695,979	231,993
地域支援事業費見込額	731,817	741,308	745,171	2,218,296	765,080

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

3. 第1号被保険者の保険料

(1) 給付費の推計

将来のサービス量の見込みをもとに、給付費は次のように推計されます。

◆介護給付費の推計

単位：千円

サービスの種類	第8期			中長期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
1 居宅サービス	5,304,289	5,571,718	5,778,964	5,835,160
訪問介護	769,214	790,365	808,825	809,957
訪問入浴介護	15,441	16,716	17,266	16,805
訪問看護	333,645	346,480	353,581	357,426
訪問リハビリテーション	26,667	27,784	28,702	28,521
居宅療養管理指導	56,952	59,525	61,853	62,100
通所介護	2,330,655	2,496,161	2,614,317	2,636,035
通所リハビリテーション	318,541	324,808	332,512	338,384
短期入所生活介護	554,182	570,533	590,069	594,719
短期入所療養介護	9,306	9,306	9,306	9,306
福祉用具貸与	297,762	318,406	331,816	333,404
特定福祉用具購入費	12,757	12,757	13,731	14,032
住宅改修	37,946	39,034	39,034	39,034
特定施設入居者生活介護	541,221	559,843	577,952	595,437
2 地域密着型サービス	1,842,570	1,865,433	1,883,485	1,958,156
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	32,429	34,538	34,538	34,538
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	10,067	11,643	12,110	12,110
小規模多機能型居宅介護	299,455	310,625	317,961	319,454
認知症対応型共同生活介護	625,259	625,259	625,259	691,844
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	179,917	179,917	179,917	179,000
看護小規模多機能型居宅介護	171,775	171,228	171,775	171,775
地域密着型通所介護	523,668	532,223	541,925	549,435
3 施設サービス	4,308,345	4,308,345	4,308,345	4,593,649
介護老人福祉施設	2,682,995	2,682,995	2,682,995	2,836,498
介護老人保健施設	1,554,899	1,554,899	1,554,899	1,677,477
介護療養型医療施設	4,143	4,143	4,143	0
介護医療院	66,308	66,308	66,308	79,674
4 居宅介護支援	556,656	572,267	589,389	597,099
合計	12,011,860	12,317,763	12,560,183	12,984,064

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

◆予防給付費の推計

単位：千円

サービスの種類	第8期			中長期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
1 介護予防サービス	252,467	253,403	254,183	258,733
介護予防訪問入浴介護	197	197	197	197
介護予防訪問看護	83,211	83,777	84,759	86,748
介護予防訪問リハビリテーション	8,487	8,726	8,813	8,813
介護予防居宅療養管理指導	4,302	4,368	4,368	4,538
介護予防通所リハビリテーション	69,349	69,349	69,134	71,047
介護予防短期入所生活介護	508	508	508	508
介護予防短期入所療養介護	305	305	305	305
介護予防福祉用具貸与	34,745	34,810	34,736	35,214
特定介護予防福祉用具購入費	2,525	2,525	2,525	2,525
介護予防住宅改修	22,844	22,844	22,844	22,844
介護予防特定施設入居者生活介護	25,994	25,994	25,994	25,994
2 地域密着型介護予防サービス	21,029	21,029	21,029	21,615
介護予防認知症対応型通所介護	407	407	407	407
介護予防小規模多機能型居宅介護	15,218	15,218	15,218	15,804
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,404	5,404	5,404	5,404
3 介護予防支援	40,976	41,868	41,922	42,868
合計	314,472	316,300	317,134	323,216

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

(2) 標準給付費の推計

給付費合計に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料が加算され、標準給付費は以下のように推計されます。

◆標準給付費の推計

単位：千円

	第8期				中長期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計	令和7年度 (2025)
総給付費 A	12,326,332	12,634,063	12,877,317	37,837,712	13,307,280
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) B	458,248	424,378	431,073	1,313,698	442,915
特定入所者介護サービス費等給付額	537,763	545,338	553,940	1,637,041	569,154
特定入所者介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	△79,515	△120,960	△122,867	△323,343	△126,240
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) C	256,048	257,757	261,823	775,628	269,014
高額介護サービス費等給付額	259,790	263,450	267,605	790,845	274,955
高額介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額	△3,742	△5,693	△5,782	△15,217	△5,941
高額医療合算介護サービス費等給付額 D	37,736	38,237	38,832	114,805	39,906
算定対象審査支払手数料 E	10,280	10,416	10,578	31,274	10,871
標準給付費見込額 A+B+C+D+E	13,088,643	13,364,850	13,619,623	40,073,117	14,069,985

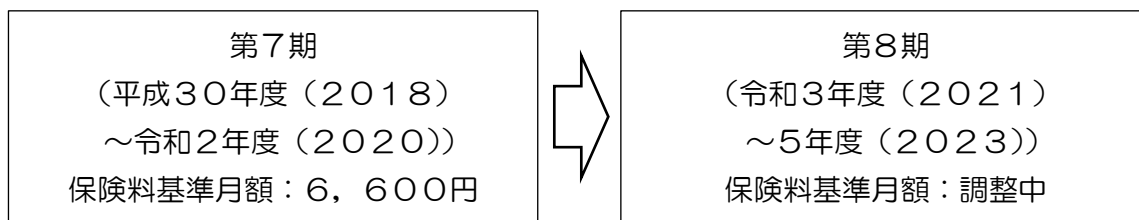
※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

(3) 第1号被保険者の介護保険料の算定

第1号被保険者の介護保険料の算定は、今後3年間の総費用見込額(D)に第1号被保険者の負担割合(23%)を乗じて第1号被保険者負担分相当額(E)を求めます。次に本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差(F-G)、県の財政安定化基金への償還金(H)を加味し、準備基金取崩額(I)を差し引きます。

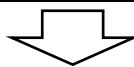
この保険料収納必要額(J)を予定保険料収納率(K)と被保険者数(L)、12か月で割ったものが第1号被保険者の基準額(月額)となります。

< 第7期から第8期の介護保険料の変化 >



◆ 第1号被保険者の介護保険料の算定 (調整中)

保険料算定に必要な項目	単位	3年間合計
標準給付費見込額 (A)	千円	調整中
地域支援事業費見込額 (B)	千円	
介護予防・日常生活支援総合事業費見込額 (C)	千円	
包括的支援事業・任意事業費	千円	
総費用見込額 (D) = A + B	千円	
第1号被保険者負担分相当額 (E) = D × 23%	千円	
調整交付金相当額 (F) = (A + C) × 5%	千円	
調整交付金見込額 (G)	千円	
財政安定化基金償還金 (H)	千円	
準備基金取崩額 (I)	千円	
保険料収納必要額 (J) = E + F - G + H - I	千円	



保険料算定に必要な項目	単位	3年間合計
保険料収納必要額 (J) = E + F - G + H - I	千円	調整中
予定保険料収納率 (K)	%	
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数 (L)	人	
保険料基準額 (月額) (M) = (J ÷ K ÷ L ÷ 12 か月)	円	

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

※本市は財政安定化基金からの借り入れを行っていないため、償還金(基金への返済)はありません。

(4) 第1号被保険者の介護保険料の設定

本市においては、所得段階の負担割合を低所得の人へ配慮し、所得のある人には応分の負担をしてもらうように第1段階から第14段階の多段階の設定を行っています。

◆第1号被保険者の介護保険料の設定（調整中）

所得段階	対象者	負担割合	保険料（月額）	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者または課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	調整中		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の方			
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が120万円超の方			
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方			
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超の方			
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が80万円未満の方			
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が80万円以上125万円未満の方			
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方			
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上290万円未満の方			
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方			
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方			
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の方			
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方			
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方			

※「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

※第1段階の方を対象に公費負担があります。（本人負担分：0.45、公費負担分0.05）

